

# andline おくだけホーム WiFi 規約約款

令和6年12月1日

# 目次

第1章 総則 .....	5
第1条 約款の適用 .....	5
第2条 約款の変更 .....	5
第3条 用語の定義 .....	5
第2章 andline おくだけホーム WiFi の種類 .....	7
第4条 .....	7
andline おくだけホーム WiFi の通信モード .....	7
第3章 利用契約 .....	7
第5条 利用契約の単位 .....	7
第6条 利用契約申込みの方法 .....	7
第7条 利用契約申込みの承諾 .....	7
第8条 契約者回線の追加 .....	8
第9条 契約者の氏名等の変更の届出 .....	8
第10条 利用契約に基づく権利の譲渡の禁止 .....	9
第11条 契約者の地位の承継 .....	9
第12条 契約者が行う利用契約の解除 .....	9
第13条 初期契約解除 .....	9
第14条 当社が行う利用契約の解除 .....	10
第15条 本サービスの利用の一時中断 .....	10
第4章 オプション機能 .....	10
第16条 オプション機能の提供 .....	10
第17条 本サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い .....	10
第5章 無線機器の利用 .....	10
第1節 UIM カードの貸与等 .....	10
第18条 UIM カードの貸与 .....	10
第19条 電話番号その他の情報の登録等 .....	11
第20条 UIM カードの情報消去及び破棄 .....	11
第21条 UIM カードの管理責任 .....	11
第22条 UIM カード暗証番号 .....	11
第2節 無線機器の接続等 .....	11
第23条 無線機器の接続 .....	11
第3節 無線機器の検査等 .....	12
第24条 無線機器に異常がある場合等の検査 .....	12
第25条 無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い .....	12
第26条 無線機器の電波法に基づく検査 .....	12
第6章 利用中止及び利用停止 .....	12

第 27 条 利用中止 .....	12
第 28 条 利用停止 .....	12
第 7 章 通信 .....	13
第 29 条 インターネット接続サービスの利用 .....	13
第 30 条 通信の条件 .....	13
第 31 条 通信利用の制限 .....	14
第 32 条 通信利用の制限 (2) .....	14
第 33 条 通信利用の制限 (3) .....	15
第 34 条 (児童ポルノ流通防止に関する通信制限) .....	15
第 8 章 利用料金 .....	15
第 1 節 利用料金 .....	15
第 35 条 利用料金 .....	15
第 2 節 利用料金の支払義務 .....	15
第 36 条 基本使用料の支払義務 .....	15
第 37 条 基本使用料の日割り .....	16
第 38 条 プラスエリアモードオプション料等の支払義務 .....	16
第 39 条 ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務 .....	16
第 40 条 手続きに関する料金の支払義務 .....	16
第 41 条 払込票発行手数料の支払義務 .....	16
第 3 節 利用料金の計算及び支払い .....	16
第 42 条 料金の計算方法等 .....	16
第 43 条 受取拒否・受取放置 .....	16
第 44 条 債権の譲渡または委託 .....	16
第 45 条 債権の譲渡または委託の取り消し .....	17
第 46 条 利用料金の請求 .....	17
第 47 条 利用料金の支払い .....	17
第 48 条 料金の一括後払い .....	17
第 49 条 利用料金の臨時減免 .....	17
第 50 条 期限の利益喪失 .....	17
第 4 節 端数処理 .....	18
第 51 条 端数処理 .....	18
第 9 章 保守 .....	18
第 52 条 当社の維持責任 .....	18
第 53 条 契約者の維持責任 .....	18
第 54 条 契約者の切分責任 .....	18
第 55 条 修理又は復旧 .....	18
第 10 章 損害賠償 .....	18
第 56 条 責任の制限 .....	18

第 57 条 免責.....	19
第 11 章 雑則.....	19
第 58 条 承諾の限界.....	19
第 59 条 無線事業における利用の禁止.....	19
第 60 条 利用に係る契約者の義務.....	19
第 61 条 他の電気通信事業者への通知.....	20
第 62 条 他の電気通信事業者への通知（2）.....	20
第 63 条 契約者に係る情報の利用.....	20
第 64 条 認定機器以外の無線機器の扱い.....	20
第 65 条 合意管轄裁判所.....	20
第 66 条 準拠法.....	20
料金表.....	21
別表 オプション機能.....	23
別記.....	24
1 無線機器が適合すべき技術基準等.....	24
2 削除.....	24
3 請求があったものとみなして取り扱うオプション機能.....	24
4 インターネット接続サービスの利用における禁止行為.....	24
5 契約者が指定できる支払方法.....	24
6 端末売買規約.....	25

## 第1章 総則

### 第1条 約款の適用

株式会社アイキューブ・マーケティングは、この andline おくだけホーム WiFi 契約約款（以下「本約款」といいます。）により andline おくだけホーム WiFi（以下「本サービス」といいます）を提供します。

2 当社は、本約款（次条に基づき約款の変更があった場合は変更後の本約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

### 第2条 約款の変更

当社は、法令の定める範囲において、契約者の了承を得ることなく、本約款（本約款に基づく利用契約等を含みます。以下、同じとします。）を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本約款によるものとします。

2 当社は、本約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社の指定するホームページする方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。

### 第3条 用語の定義

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であり、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、andline おくだけホーム WiFi に係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの (1) 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 49 条の 29 に定める条件に適合する無線基地局設備（当社が設置するものに限ります。以下「WiMAX2+ 基地局設備」といいます。） (2) 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 3 条第 1 項第 8 号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）に定める第五世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限ります。） (3) 無線設備規則第 49 条の 29 の 2 に定める条件に適合する無線基地局設備（当社が設置するものに限ります。以下前号とあわせて「5G 基地局設備」といいます。） (4) 電波法施行規則第 3 条第 1 項第 8 号に定める業務を行うためのもの

	であって、電気通信事業報告規則に定める三・九－四世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限ります。以下「LTE 基地局設備」といいます。）
9 UQ 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
10 andline おくだけホーム WiFi（本サービス）	UQ 通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
11 契約者回線	無線基地局設備と契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
12 サービス取扱所	(1) andline おくだけホーム WiFi に関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により andline おくだけホーム WiFi に関する契約事務を行う者の事業所
13 利用契約	本約款に基づき当社から andline おくだけホーム WiFi の提供を受けるための契約
14 利用料金	本約款第 35 条（料金及び契約に関する費用）において定める本サービス及びこれに付随すオプションサービス、その他費用を合計した料金
15 契約者	当社との間で andline おくだけホーム WiFi の利用契約を締結している者
16 MAC アドレス	WiMAX 機器又はハイブリッド機器ごとに定められている固有の番号
17 認証情報	andline おくだけホーム WiFi の提供に際して契約者を識別するための情報であって、WiMAX 機器又はハイブリッド機器の認証に使用するもの
18 UIM カード	電話番号その他の情報を記憶して無線機器に装着して使用する IC カードであって、andline おくだけホーム WiFi の提供のために当社が契約者に貸与するもの
19 提供開始日	利用契約に基づいて当社より端末出荷した日を契約開始日および課金開始日
20 料金月	1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
21 提携事業者	KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
22 セッション	UQ 又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係る IP アドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
23 グローバル IP アドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他 IP アドレスを管理及び指定する事業者が割り当てる IP アドレス
24 プライベート IP アドレス	グローバル IP アドレス以外の IP アドレス
25 WiMAX2+通信	WiMAX2+基地局設備と無線機器との間に設定される 契約者回線により行われる通信
26 5G 通信	5G 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
27 LTE 通信	LTE 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
28 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
29 UQ	UQ コミュニケーションズ株式会社
30 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平

	成 14 年総務省令第 64 号) により算出された額に基づいて、当社が定める料金
31 電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
32 WiMAX+5G サービス	当社が無線基地局設備と契約者が指定する無線機器（5G 通信を行うことができるものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供する andline おくだけホーム WiFi の種類

## 第 2 章 andline おくだけホーム WiFi の種類

### 第 4 条 andline おくだけホーム WiFi の通信モード

契約者は、次表に定める通信モード（それぞれ同表の右欄に定める通信を利用可能とする無線機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じとします。）を選択することができます。

本サービスの種類	通信モード	利用可能な通信
WiMAX+5G サービス	スタンダードモード	当社所定の WEB サイト*に掲載しているスタンダードモードに係る区域における WiMAX2+通信、5G 通信及び LTE 通信
	プラスエリアモード	当社所定の WEB サイト*に掲載しているプラスエリアモードに係る区域における WiMAX2+通信、5G 通信及び LTE 通信

※スタンダードモード又はプラスエリアモードに係る区域を定めた所定の WEB サイトは次のとおりです。

<https://andline-se.net/home-router/>

## 第 3 章 利用契約

### 第 5 条 利用契約の単位

当社は、利用契約に係る 1 の申込みごとに 1 の利用契約を締結します。この場合、契約者は、1 の利用契約につき 1 人に限ります。

### 第 6 条 利用契約申込みの方法

本サービスの利用を希望する者は、本約款及び希望するプランに関する通知、本サービスに関する WEB サイト上の記載、andline 契約約款等（以下、総じて「本約款等」といいます。）に同意のうえ、当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出していただきます。ただし、オンラインサインアップ（いずれかの電気通信サービスを利用して、当社が定める契約事項をその andline おくだけホーム WiFi の契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により利用契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

### 第 7 条 利用契約申込みの承諾

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。利用契約は、前条所定の申し込みを当社が承諾したときに成立します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。また、当社は、利用契約成立後であっても、次の場合に該当することが判明した場合には、利用契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 利用契約の申し込みをした者が存在しないとき。
- (2) 本サービスの利用申し込みの際に、届け出た事項について虚偽の内容又は不備があることが判明した

場合

- (3) 利用契約の申込みをした者が本サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (4) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
  - (5) 利用契約の申込みをした者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合
  - (6) 利用契約の申込みをした者の年齢が満 18 歳未満であり、(満 17 歳に達した日の翌日以降の最初の 4 月 1 日が到来しているときを除きます。)法定代理人の同意を得ていない場合
  - (7) 利用契約の申込みをした者が、第 28 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、andline おくだけホーム WiFi の利用を停止されたことがある又は andline おくだけホーム WiFi に係る契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (8) 利用契約の申込みをした者が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用する可能性があるとき当社が判断した場合
  - (9) 第 59 条(無線事業における利用の禁止)の規定に違反するおそれがあるとき。
  - (10) 第 60 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
  - (11) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力であるか、又は反社会的勢力と関わりがあると判明したとき。
  - (12) 利用契約の申込みをした者へのサービスの提供が、技術上又は当社の業務の遂行上支障があると当社が判断したとき。
  - (13) その他前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合
- 4 利用契約申込み後の取り消しはできません。申込み後の取り消しは、契約解除(初期契約解除を含む)となり、所定の手続きが必要となります。

## 第 8 条 契約者回線の追加

契約者は、新たに契約者回線(Wi-Fi 回線を除きます。)の提供を受けようとするときは、第 6 条(利用契約申込みの方法)に基づき新たに利用契約の申込みを行っていただきます。

## 第 9 条 契約者の氏名等の変更の届出

当社は、本約款に基づき、契約者に通知その他の連絡(以下この条において「通知等」といいます。)を行う必要がある場合であって、書面その他の当社別に定める方法によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先に係る情報(以下「契約者連絡先」といいます。)に基づいて行います。

- 2 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出なければなりません。当社は、かかる届出を受けたときは、第 7 条(利用契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱うものとします。
- 3 当社は、前項の届出を受けたときは、その変更のあった事実を証明する書類の提示を契約者に求めることがあります。
- 4 契約者は、第 2 項の届出を怠ったことにより、当社または料金回収会社等(当社が別途料金の回収を委託する場合の当該委託先事業者)がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。
- 5 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社または料金回収会社等が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 6 前 2 項の場合において、当社または料金回収会社等は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 7 本条第 2 項の届出がなされなかったことで契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社の故意又は重過失が存する場合を除き、当社は一切責任を負いません。



- 8 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、本約款の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

#### **第 10 条 利用契約に基づく権利の譲渡の禁止**

契約者が利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、本約款において別途定める場合をのぞき、譲渡、売買、その他の担保に供する等の目的とすることができません。

#### **第 11 条 契約者の地位の承継**

相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
- 4 契約者は、第 1 項の届出を怠った場合には、第 9 条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

#### **第 12 条 契約者が行う利用契約の解除**

契約者は、利用契約を解除しようとするときは、特別な事情がない限り、契約者本人より、当社所定の方法により、利用契約ごとにその旨をあらかじめサービス取扱所に通知していただきます。この場合、毎月 25 日までに当社に電話又は当社サポートサイトより通知のあったものについては当該通知のあった月の末日に、毎月 26 日以降に当社に電話又は当社サポートサイトより通知のあったものについては、当該通知のあった月の翌月の末日に利用の契約に解約があったものとします。当社は当該解約処理に合わせて本サービスの停止措置を行います。

- 2 契約者が次条（初期契約解除）に基づき利用契約を解除する場合には、前項の規定は適用されず、次条の定めに応じて、解除の手続きを行うものとします。
- 3 本条に基づき解除を行う場合（前項の場合を除く。）、当該解除の処理時点において発生している利用料金その他の債務の履行については、第 8 章に基づいてなされるものとします。

#### **第 13 条 初期契約解除**

契約者は、利用契約において選択するプランにつき契約期間の定めがある場合には、本条の定めに従い、初期契約解除（事業法 26 条の 3）を行うことができます。選択するプランに契約期間の定めがない場合には、電気通信事業法の消費者保護ガイドラインに従い、MVNO の期間拘束のない無線インターネット専用サービスに該当し、初期契約解除を行うことはできません。

- 2 契約者は、利用契約を締結したときは、事業法施行規則第 22 条の 2 の 7 第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面（事業法第 26 条の 2 第 1 項の規定に基づき当社が契約者に交付する書面（同条第 2 項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下同じとします）の初回配達到着日又は契約者回線の提供を開始した日（変更契約にあっては、その効力を発した日とします。）のいずれか遅い日から起算して 8 日を経過するまでの間に、当社に対して書面（はがき又は封書その他の紙媒体であって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限り、）を発した場合に限り、事業法第 26 条の 3 の規定に基づき対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、契約者に負担していただきます。
- 3 初期契約解除は、契約者が前項の書面を発した時に効力を生ずるものとします。
- 4 契約者は、初期契約解除を行ったときは、その解除までに提供された本サービスの料金（事業法施行規則第 22 条の 2 の 9 第 1 号の規定に基づき算定した額とします。）及び「料金表 第 4 手続きに関する料金」に定める契約事務手数料以外の利用料金の支払いを要しません。
- 5 初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第 26 条の 3、事業法施行規則及び総務省告示等の法

令に定めるところによります。

#### **第 14 条 当社が行う利用契約の解除**

当社は、第 28 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合または当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第 28 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその利用契約を解除することができます。
- 4 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、当社が緊急やむを得ないと判断したときは、この限りではありません。

#### **第 15 条 本サービスの利用の一時中断**

当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、利用契約に係る本サービスの利用の一時中断（その請求のあった本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

- 2 契約者は、本サービスの利用の一時中断の解除を希望する場合、当社に対して一時利用中断解除の申請を行う必要があります。

### **第 4 章 オプション機能**

#### **第 16 条 オプション機能の提供**

当社は、契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、契約者は、そのオプション機能を利用する 1 の利用契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

- 2 前項の規定にかかわらず、別記 3 に定めるオプション機能については、契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

#### **第 17 条 本サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い**

当社は、本サービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

### **第 5 章 無線機器の利用**

#### **第 1 節 UIM カードの貸与等**

#### **第 18 条 UIM カードの貸与**

当社は、契約者に対し、UIM カードを貸与します。この場合において、貸与する UIM カードの数は、1 の利用契約につき 1 とします。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する UIM カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- 3 当社は、利用契約成立後、UIM カードを契約者連絡先に送付します。契約者が正当な理由なく受取拒否を行い、または受取放置を行った場合は、その結果当社に生じた往復送料、代金引換手数料、事務手数料を請求する場合があります。

### 第 19 条 電話番号その他の情報の登録等

当社は、UIM カードを貸与する場合には、その UIM カードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

### 第 20 条 UIM カードの情報消去及び破棄

当社は、次の場合には、当社の貸与する UIM カードに登録された電話番号その他の情報を消去することがあります。当社は情報の消去に起因する損害については、かかる損害につき当社の故意又は重過失が認められる場合を除き、責任を負わないものとします。

- (1) その UIM カードの貸与に係る利用契約の解除があったとき
- (2) UIM カード変更その他の事由により UIM カードを利用しなくなったとき
- (3) 当社の指示によらず UIM カードを当社に返却したとき

2 当社から貸与を受けている UIM カードの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってその UIM カードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。当社の指示に従わなかったことにより、契約者に生じた損害については、当社は一切責任を負いません（破棄せず、当社に返還した場合に、UIM カードに登録された情報等の漏洩等が生じた場合も含みます。）。

### 第 21 条 UIM カードの管理責任

契約者は、当社から貸与を受けている UIM カードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

- 2 契約者は、UIM カードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 3 当社は、契約者以外の者が UIM カードを利用した場合であっても、その UIM カードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、UIM カードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

### 第 22 条 UIM カード暗証番号

契約者は、当社が別に定める方法により、UIM カードに UIM カード暗証番号（その UIM カードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からその UIM カードの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。

- 2 契約者は、UIM カード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

## 第 2 節 無線機器の接続等

### 第 23 条 無線機器の接続

契約者は、その契約者回線に又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、無線機器（UQ 及び提携事業者に付与された無線局の免許により運用することができるもの及び本サービスの契約者回線に接続することができるものであって、第 1 号及び第 2 号の表示（以下「技適マーク」といいます。）等により当社等が無線設備規則及び技術基準等（別記 1 に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していることが確認できるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。なお、契約者が、本サービスに接続するための無線機器として使用する端末機器は、当社が別途認める場合又は本約款で別に定める場合を除き、別記 6 端末売買規約に基づき当社より購入した機器に限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- (1) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）様式第 7 号又は第 14 号の表示
  - (2) 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）様式第 7 号又は第 14 号の表示
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- (1) その接続に用いる無線機器が、無線設備規則に適合していないとき。
  - (2) その接続が技術基準等に適合しないとき。

- (3) その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続に用いる無線機器が無線設備規則及び技術基準等に適合しているかどうかの技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (1) 技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるとき。
- (2) 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。当社が当該検査の実施を委託する場合も同様とします。
- 5 契約者が、その無線機器を変更した場合についても、前 4 項の規定に準じて取り扱います。
- 6 契約者は、その契約者回線への無線機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

### 第 3 節 無線機器の検査等

#### 第 24 条 無線機器に異常がある場合等の検査

当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 3 契約者は、第 1 項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

#### 第 25 条 無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

#### 第 26 条 無線機器の電波法に基づく検査

前条第 2 項に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとします。

### 第 6 章 利用中止及び利用停止

#### 第 27 条 利用中止

当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社、UQ 又は提携事業者の電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 31 条（通信利用の制限（1））乃至第 34 条（児童ポルノ流通防止に関する通信制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその契約者にお知らせ（個別の通知又は当社所定の WEB サイトに掲示する等の方法により行います。）します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 28 条 利用停止

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 ヶ月以内で当社が定める期間、その本サービスの利用を

停止することがあります。

- (1) 料金回収会社等が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を料金回収会社等から受けたとき。
  - (2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
  - (3) 本サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
  - (4) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合
  - (5) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社に来た場合
  - (6) 第 9 条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
  - (7) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の本サービスに係る料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る利用料金の債務（その契約約款等に定める料金その他当社に対して負担する一切の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (8) 契約者が本サービスの利用において第 60 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
  - (9) 第 24 条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない無線機器の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
  - (10) 第 25 条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第 26 条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
  - (11) 第 59 条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。
  - (12) その他、前各号のほか、本約款、andline 契約約款、その他本サービスに関連して定める事項に違反した場合。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその契約者に通知します。ただし、前項第 6 号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

## 第 7 章 通信

### 第 29 条 インターネット接続サービスの利用

契約者は、インターネット接続サービス（本サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

- 2 当社は、インターネット接続サービスの提供により当社に故意又は重大な過失がない限り、生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

### 第 30 条 通信の条件

当社は、本サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲示するものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

- 2 UQ 及び提携事業者は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

- 3 本サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
- 4 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 5 契約者は、1の利用契約において、同時に2以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、本約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。
- 6 契約者は、1の利用契約において、同時に2以上のWi-Fi機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、本約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。
- 7 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、当社に故意又は重大な過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。
- 8 無線機器に使用されるIPアドレスには、プライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

### 第31条 通信利用の制限

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 新聞社等の機関金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
備考
上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第56条第1号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

### 第32条 通信利用の制限(2)

当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線に係る通信の利用を制限すること。
- (2) 当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。
- (3) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社又は提供事業者の電気通信設備を占

有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

- (4) 当社又は提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、本サービスの円滑な提供のために、本サービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。
- 2 当社は、その契約者回線に係る通信の1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。）が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高 128kbit/s に制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。

本サービスの種類	総量速度規制データ量
WiMAX+5 サービス	32,212,254,720 バイト（30 ギガバイト）

### 第 33 条 通信利用の制限（3）

当社は、前 2 条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断した機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

### 第 34 条（児童ポルノ流通防止に関する通信制限）

当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

## 第 8 章 利用料金

### 第 1 節 利用料金

#### 第 35 条 利用料金

本サービスの料金は、料金表第 1 表（本サービスに関する料金）に規定する基本使用料、プラスエリアモードオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、手続きに関する料金、払込票発行手数料（以下、総じて「利用料金」といいます。）とします。その他の任意加入である本サービス以外の各オプションサービスの料金は、各オプションサービス規約によるものとします。

### 第 2 節 利用料金の支払義務

#### 第 36 条 基本使用料の支払義務

契約者は、その利用契約に係る提供開始日から利用契約の解除があった日（以下「提供終了日」といいます。）の前日までの期間（提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定する基本使用料の支払いを要します。ただし、本約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。
  - (1) 契約者は、利用の一時中断（第 15 条）をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
  - (2) 契約者は、利用停止（第 28 条）があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
  - (3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要

します。3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

### **第 37 条 基本使用料の日割り**

当社は、本約款において別段の定めがある場合を除き、本サービスの利用料金の日割計算は行わないものとします。

### **第 38 条 プラスエリアモードオプション料等の支払義務**

契約者は、プラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第 1 表第 2（プラスエリアモードオプション料）に規定するプラスエリアモードオプション料の支払いを要します。

2 プラスエリアモードオプション料については、日割りは行いません。

### **第 39 条 ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務**

契約者は、料金月の末日が経過した時点で、本サービスの提供を受けていたときは、料金表第 1 表第 3（負担金）に規定するユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要します。

2 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

### **第 40 条 手続きに関する料金の支払義務**

契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 4（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

### **第 41 条 払込票発行手数料の支払義務**

契約者は、当社又は料金回収会社等が払込票（当社が指定する店舗において利用料金を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。）を発行したときは、料金表第 1 表第 5（払込票発行手数料）に規定する払込票発行手数料の支払いを要します。

## **第 3 節 利用料金の計算及び支払い**

### **第 42 条 料金の計算方法等**

当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、プラスエリアモードオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料は、料金月に従って計算するものとします。ただし、本約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3 料金の計算は、料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により行います。

### **第 43 条 受取拒否・受取放置**

当社は、契約者が当社の WEB サイトから注文した商品（UIM カード等）に対し、正当な理由なく受取拒否を行い、または受取放置を行った場合は、その結果当社に生じた往復送料、代金引換手数料、事務手数料を請求する場合があります。

### **第 44 条 債権の譲渡または委託**

契約者（利用契約に係る利用料金の支払方法として銀行振込を指定している者を除きます。）は、その利用契約に基づき生じたすべての債権について、当社が料金回収会社等に譲渡または委託することを承諾していただ



きます。

- 2 前項の譲渡または委託に関して、契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。
  - (1) 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が料金回収会社等に提供すること。
  - (2) 料金回収会社等が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、料金回収会社等から当社へその旨の通知を受けること。
- 3 第1項の場合において、当社及び料金回収会社等は、契約者への個別の通知又は譲渡（委託）承諾の請求を省略するものとします。

#### **第45条 債権の譲渡または委託の取り消し**

当社は、前条の規定により委託した債権について、当社が必要と判断した場合には、料金回収会社等から債権の全部又は一部の譲渡または委託を取り消して請求できるものとします。

- 2 前項の規定により債権の譲渡または委託を取り消す場合には、当社および料金回収会社等は、契約者への個別の通知又は譲渡または委託承諾の請求を省略するものとします。

#### **第46条 利用料金の請求**

当社及び料金回収会社等は、本約款に別に定める場合その他当社又は料金回収会社等が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

#### **第47条 利用料金の支払い**

契約者は、利用契約に係る利用料金の支払いについて、あらかじめ別記5に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。

- 2 契約者は、利用契約に係る利用料金について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。
- 3 前項の場合において、利用料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 4 当社は、利用契約に係る利用料金の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票を発行します。この場合において、契約者は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用して利用料金を支払っていただきます。
  - (1) クレジットカードが使用不能であることを当社が知ったとき。
- 5 前項の場合において、当社は、その該当した支払方法が変更されない限り、払込票の発行を継続するものとし、契約者は、その払込票を使用して利用料金を支払っていただきます。
- 6 契約者は、第45条（債権の譲渡または委託）の規定により譲渡または委託した債権について、料金回収会社等が前5項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

#### **第48条 料金の一括後払い**

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### **第49条 利用料金の臨時減免**

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により利用料金の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

#### **第50条 期限の利益喪失**

次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、契約者は、本約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び料金回収会社等に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

- (1) 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
  - (2) 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
  - (3) 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
  - (4) 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
  - (5) その他契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
  - (6) 本約款第 14 条（当社が行う利用契約の解除）各項に該当する事由が認められるとき。
- 2 契約者は、前項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

## 第 4 節 端数処理

### 第 51 条 端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、本約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

## 第 9 章 保守

### 第 52 条 当社の維持責任

当社は、UQ 又は提携事業者の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持するよう、UQ 又は提携事業者に求めます。

### 第 53 条 契約者の維持責任

契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定のほか、契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

### 第 54 条 契約者の切分責任

契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他 UQ 又は提携事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に UQ 又は提携事業者の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

### 第 55 条 修理又は復旧

当社は、UQ 又は提携事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するよう UQ 又は提携事業者に求めます。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

## 第 10 章 損害賠償

### 第 56 条 責任の制限

当社は、利用契約に基づき本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その利用契約に係る全ての契約者回線（利用契約に係るものに限り、以下この条において同じとします。）が全く利用できない状態（その利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、その利用契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限り、以下この条において同じとします。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- (1) 料金表第 1 表第 1 (基本使用料) に規定する料金
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、日割り計算にあたっては、その日割り計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。第 37 条 (基本使用料の日割り) の規定に準じて取り扱います。
  - 4 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

#### **第 57 条 免責**

当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

- 2 当社は、本サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用若しくは所有している無線機器 (その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。) の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。
- 3 当社は、利用契約の申込み受付後、原則として無線機器の発送を当日を含む 2~3 日中に行いますが、機器の在庫状況、運送事情等により 契約者への機器の到着が遅延する場合があります。その場合、当社はその間に生じた契約者の損害については、当社の故意又は過失による場合を除いて、その責任を負わないものとします。
- 4 当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、本約款等に別に定める場合を除き債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う 1 か月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
- 5 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しません。
- 6 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、本約款に定める場合をのぞき、責任を負わないものとします。

### **第 11 章 雑則**

#### **第 58 条 承諾の限界**

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

#### **第 59 条 無線事業における利用の禁止**

契約者は、本約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業 (事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話又は PHS に係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。) の用に供してはならないものとします。

#### **第 60 条 利用に係る契約者の義務**

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 無線機器を取り外す・変更し、分解し、損壊し、その設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、機器の接続、又は保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

- (3) 当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。
  - (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で本サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記4に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
  - (5) 位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
- 2 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

#### **第 61 条 他の電気通信事業者への通知**

契約者は、第 12 条（契約者が行う利用契約の解除）、第 14 条（当社が行う利用契約の解除）の規定に基づき利用契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。）に定める電気通信事業者からの請求に基づき、プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

#### **第 62 条 他の電気通信事業者への通知（2）**

契約者は、提携事業者が当社と提携して提供する電気通信サービスに係る料金の割引（当社所定のものに限ります。）を契約者に案内及び提供するために（以下「本目的」といいます。）、その氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している契約の内容及び契約状況等の情報を、本目的の達成に必要な範囲で当社が提携事業者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

#### **第 63 条 契約者に係る情報の利用**

当社は、契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、プライバシーポリシー（<https://andline-se.net/home-router/policy/>）において定めます。

#### **第 64 条 認定機器以外の無線機器の扱い**

契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

#### **第 65 条 合意管轄裁判所**

本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第 66 条 準拠法**

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

## 料金表

### 第1表 本サービスに関する料金

#### 第1 基本使用料

##### 1 適用

基本使用料の適用については、第36条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用	
(1) 基本使用料の料金種別の選択	基本使用料には、次の料金種別があります。 WiMAX+5G サービスに係るもの
	基本使用料の料金種別
	andline おくだけホーム WiFi ギガ放題プラン
(2) andline おくだけホーム WiFi に係る通信利用制限の取扱い	<p>ア andline おくだけホーム WiFi ギガ放題プランの契約者回線については、スタンダードモードによる通信に係る情報量を、第33条の2（通信利用の制限）第2項に定める累計課金対象データ量の集計から除外します。</p> <p>イ andline おくだけホーム WiFi ギガ放題プランの契約者回線に係るスタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行いません。</p> <p>ウ andline おくだけホーム WiFi ギガ放題プランの契約者回線については、WiMAX 2 + 基地局設備の混雑状況により WiMAX 2 + 通信の伝送速度を制限する場合があります。</p>

##### 2 料金額

andline WiMAX + 5G サービスに係るもの

1 利用契約ごとに月額

区分	料金額
andline おくだけホーム WiFi ギガ放題プラン	税込額
	4,818 円

#### 第2 プラスエリアモードオプション料

##### 1 適用

プラスエリアモードオプション料については、第38条（プラスエリアモードオプション料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

プラスエリアモードオプション料等の適用	
プラスエリアモードオプション料の適用除外	ア 契約者は、au スマートバリュー又は自宅セット割の判定用回線として指定があった契約者回線について、判定用回線としての適用を受けている料金月（のプラスエリアモードオプション料の支払いを要しません。

## 2 料金額

### 1 利用契約ごとに月額

区分	料金額
	税込額
プラスエリアモードオプション料	1,100 円

## 第 3 負担金

本サービスの電話番号一つに対して、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料が発生いたします。

区分	料金額
ユニバーサルサービス料	事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金※1
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービス支援機関に納付する負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金※2

※1 電話会社が負担する 1 電話番号当たりの負担額（番号単価）は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に 1 回料金の見直しが行われているため、その内容に応じてお客様にお支払いいただく料金に変更される場合があります。なお、「ユニバーサルサービス制度」について、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）にてご確認ください。

※2 電話会社が負担する 1 電話番号当たりの負担額（番号単価）は、電話リレーサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、1 年に 1 回料金の設定が行われているため、その内容に応じてお客様に料金をお支払いいただきます。

なお、「電話リレーサービス制度」について、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページ（[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/)）にてご確認ください。

## 第 4 手続きに関する料金

### 1 適用

手続きに関する料金の適用については、第 40 条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用									
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>UIM カード再発行手数料</td> <td>UIM カードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たな UIM カードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>再発送手数料</td> <td>当社が利用者へ配送する端末機器又は UIM カード等について、利用者が不在等の理由により当社へ返戻されたものを利用者へ再配送したときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	契約事務手数料	利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	UIM カード再発行手数料	UIM カードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たな UIM カードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	再発送手数料	当社が利用者へ配送する端末機器又は UIM カード等について、利用者が不在等の理由により当社へ返戻されたものを利用者へ再配送したときに支払いを要する料金
	区分	内容							
	契約事務手数料	利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金							
UIM カード再発行手数料	UIM カードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たな UIM カードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
再発送手数料	当社が利用者へ配送する端末機器又は UIM カード等について、利用者が不在等の理由により当社へ返戻されたものを利用者へ再配送したときに支払いを要する料金								

### 2 料金額

区分	単位	料金額
		税込額
契約事務手数料	1 利用契約ごとに	3,300 円
UIM カード再発行手数料	1 枚ごとに	2,200 円
再発送手数料	1 再発送ごとに	1,100 円

## 第 5 払込票発行手数料

収納 1 件ごとに

区分	料金額
	税込額
払込票発行手数料	550 円

## 別表 オプション機能

### 1 適用

種類	提供条件

5G SA オプション	5G SA(スタンドアローン)による通信を行うことができる機能をいいます。	
	備考	(1) 第2種 WiMAX+5G サービスの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り)に限り提供します。 (2) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

## 別記

### 1 無線機器が適合すべき技術基準等

区分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則※
技術的条件	—

※電気通信事業法第49条第1項及び第52条第1項

### 2 削除

### 3 請求があったものとみなして取り扱うオプション機能

区分	オプション機能
WiMAX+5G サービス	5G SA オプション

### 4 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)若しくは連鎖販売取引(マルチ商法)等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から(15)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

### 5 契約者が指定できる支払方法

利用契約の名義	契約者が指定できる支払方法
個人	クレジットカード決済
法人	クレジットカード決済



## 6 端末売買規約

端末売買規約（以下「本規約」といいます。）は、本サービスの利用にかかる利用契約の申し込みを行う者が当社の本約款に定める利用契約の申込みと同時に購入する端末機器に係る契約（以下「端末売買契約」といいます。）を以下の通り定め、これにより、購入者と商品の割賦販売に係る契約（以下、「端末割賦販売契約」といいます）を締結します

### 第1条（本規約の適用範囲）

1. 端末売買契約の申込みができる者は、当社との間に利用契約の締結を希望し、その申込を行っている者又は利用契約の契約者に限ります。
2. 契約者は、本約款に基づく本サービスを利用する場合、本規約に基づき当社から端末機器を購入し、これを本サービスの無線機器として利用しなければなりません。
3. 本約款と本規約に抵触がある場合には、端末機器の購入に関する限り、本規約が優先して適用されます。

### 第2条（端末売買契約の申込み）

1. 端末売買契約の締結を希望する者（以下、本規約において「お客様」と言います。）は、当社所定の方法により、本規約、本約款等にあらかじめ同意のうえで、申し込んでいただきます。当社は、お客様が端末機器の購入を申し込んだことをもって、本規約に同意したものとみなします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) お客様が前項の申込みにおいて当社に対して虚偽の申告を行った場合。
  - (2) お客様が本規約等に基づき生じる債務の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合。
  - (3) 端末の配送先として日本国外の住所が指定されている場合。
  - (4) 当社が本サービスの利用契約の申し込みを承諾しない場合。
  - (5) その他当社が申込みを承諾することにつき不適当と判断した場合。
3. 当社は、お客様が未成年者であり、法定代理人の同意を得ていないと判断した場合には、第1項の申込みを承諾しません。
4. お客様が端末売買契約の申し込みを承諾しない場合、本サービスの利用契約も申し込みを承諾しない、又は当社からの解約の対象となります。

### 第3条（端末売買契約および端末割賦販売契約の成立）

1. 端末売買契約および端末割賦販売契約は、当社が前条に基づく申込みの受付を完了し、これを承諾した時点で成立するものとします。
2. 前項の契約成立の承諾通知は、お客様が申込時に入力した電子メールアドレスへの電子メールの送信をもって行います。

### 第4条（販売代金等）

端末の販売代金及び送料その他の諸費用（以下「販売代金等」といいます。）は、第11条(端末代金)にて別途定めるものとします。

### 第5条（支払方法）

当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）に、当社は、お客様が登録したクレジットカードに決済をおこなうものとします。

### 第6条（端末の引渡し及び所有権の移転）

1. 当社は、当社の指定する配送業者により端末を配送するものとします。なお、お客様は、当社が端末を配送するにあたり必要な事項を配送業者に提供および開示すること、ならびに配送業者がその委託先に提供および開示することをあらかじめ承諾します。

2. 当社は、端末売買契約の締結に際してお客様から申告のあった配送先住所へ端末の配送を行い、配送の完了をもって、当社の売主としての引き渡し義務が履行されたものとします。
3. お客様は、端末の引き渡しを受けたときは、直ちに端末の検査等を行い、破損、汚損、その他の不具合の有無、当社の商品手配の誤り等の確認を行い、不良があったときは、直ちに当社にその旨連絡するものとします。
4. 端末の所有権は、端末代金の支払いが全て完了した時点で、当社からお客様へ移転するものとします。

#### **第7条（債務の履行の継続）**

1. お客様は、端末割賦販売契約に基づく債務の完済までに、利用契約が解除された場合であっても、その原因の如何に関わらず、第5条(支払方法)記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。
2. お客様は、端末割賦販売契約に基づく債務の支払いを怠ったときは、当社は利用契約を解除する場合があります。
3. お客様は、端末割賦販売契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損した際でも、当社に対する債務の履行を継続するものとします。

#### **第8条（期限の利益の喪失）**

1. お客様が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
  - (1) 支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、契約者がその期間内に支払わなかったとき。
  - (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の上申立て又は滞納処分を受けたとき。
  - (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の上申立てを受けたとき又は自らこれらの上申立てをしたとき。
  - (4) 前2号のほか、契約者の信用状態が著しく悪化したとき。
2. お客様が次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
  - (1) 端末割賦販売契約上の義務に違反し、その違反が端末割賦販売契約の重大な違反となるとき。
  - (2) 信用状態が著しく悪化したとき。

#### **第9条（本商品の交換）**

1. 当社は、お客様が購入された端末がお客様の責めに帰すべからざる事由により故障した場合であって、当社が端末機器を発送した日から14日以内に当社所定の窓口へその旨の連絡し、かつ当社が行う問診の結果、故障の症状が再現できた場合に限り、端末機器の交換に応じるものとします。この場合、交換に要する送料は、当社が負担するものとします。
2. 前項に定める場合以外の端末機器の故障や、その他の不具合などに対する保証については、端末機器毎に機器製造事業者が定める保証規定に従うものとします。なお、端末機器の機器製造事業者の保証規定に基づく端末機器の保証について、弊社は一切責任を負いません。

#### **第10条（当社による端末売買契約の解除）**

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、お客様との売買契約を解除することができるものとします。この場合において、お客様に帰責事由がある場合、当社のお客様に対して当社が被った損害の賠償を求めることができるものとします。
  - (1) お客様が本規約に違反した場合
  - (2) 当社に通知した住所に本件対応機器を配送したにもかかわらず、お客様の不在などにより本件対応機器の引き渡しができず、かつ商品発送のときから一定期間が経過してもなお、お客様から何らの連絡も無い場合
2. 前項に基づき端末売買契約が解除される場合、解約時点において端末機器の引き渡しが無了であるときは、本契約の締結および履行のために通常要する費用として当社が算定する金額を限度として、か

かる解除に伴う損害の賠償を請求するものとします。

3. 本条第1項に基づき端末売買契約が解除される場合、解約時点において端末機器の引き渡し完了しているときは、本契約の締結および履行のために通常要する費用として当社が算定する金額を限度として、かかる解除に伴う損害の賠償を請求するものとします。

#### 第11条（お客様による端末売買契約の解除）

1. お客様は、次の各号のいずれかに定める場合は、その各号に定める事由が発生した日から14日以内に当社所定の方法により当社に通知することにより、本契約を解除することができます。
  - (1) 本契約が成立する前に当社が端末機器（本契約の対象となる本件商品と同一の型式のものに限ります。）の見本、カタログ等により示された端末機器の内容と納入を受けた端末機器とが相違している場合
  - (2) お客様が次条に基づき端末機器を返品する旨の通知をその端末の発送日から14日以内に当社に対して行ったときにおいて、当社が同項に定める交換等を行うことができなかった場合
  - (3) 前号に定めるほか、当社が本契約のいずれかの条項に違反し、お客様がその違反の是正を当社に対して催告したにもかかわらず、かかる催告後20日以内に当社がその違反を是正しなかった場合
2. お客様が初期契約解除制度（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第26条の3に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。）に基づき利用契約を解除した場合であっても、当該契約に付随して締結した端末売買契約は解除されないものとします。
3. 第14条に基づき利用契約が解除となった場合であっても、当該契約に付随して締結した端末売買契約は解除されないものとします。
4. お客様は、前項に基づき端末売買契約を解除した場合、または法令の定めに基づき端末売買契約を解除した場合、当社から引渡された端末機器を当社所定の方法により、かかる解除の日から14日以内に当社に返還しなければなりません

#### 第12条（対象物品の返還等）

1. お客様は、前2条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した対象物品（その個装箱及び取扱説明書その他の付属品を含みます。以下同じとします。）を原状に復した上で、当社が指定する期日（以下「返還期日」といいます。）までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用は、お客様が負担するものとします
2. 当社は、前項の返還に際して、お客様が対象物品以外の私物等を同梱した場合であって、弊社への到着日から起算して30日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。
3. 当社は、次条の規定に基づきお客様に機器（商品）損害金の支払義務が生じた場合は、当該債務とお客様への返金額の支払債務とを対当額にて相殺するものとします。

#### 第13条（機器（商品）損害金の支払義務）

当社は、返還期日を経過してもなお対象物品が返還されない場合又は返還された対象物品に破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、お客様に対し、下表に定める機器（商品）損害金を請求することができるものとします。

対象物品の種類	機器（商品）損害金（税込）
WiMAX+5G SA 機器（商品）	27,720円

2 前項の規定によりお客様が機器（商品）損害金を支払った場合は、当該対象物品の所有権はお客様に移転します。但し、お客様より所有権を放棄する意思表示があったとき、またはお客様から弊社に機器を送付し、弊社への到着日から起算して30日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、対象物品の所有権は当社に移転します。

#### 第14条（端末代金）

以下のプランをご契約のお客様は、以下表に記載の端末機器をご購入いただきます。  
 端末代金のお支払方法は、初回一括払いと分割払いからお選びください。

・ andline おくだけホーム WiFi ギガ放題プラン

契約商品名	Speed Wi-Fi HOME 5G L13
製造者	ZTE
機種名	Speed Wi-Fi HOME 5G L13
数量	1 台
販売価格	27,720 円(税込)

以下表において明示している記載は、一体として割賦販売法 4 条に基づく書面となるものです。  
 以下は端末機器を分割払いにてご購入いただく方のみ対象となります。

契約商品名	Speed Wi-Fi HOME 5G L13
製造者	ZTE
機種名	Speed Wi-Fi HOME 5G L13
数量	1 台
販売価格	27,720 円(税込)
端末機器の販売条件としての提供役務	andline おくだけホーム WiFi ギガ放題プラン 当該サービスの提供時期等は、本規約を参照
割賦販売業者	株式会社アイキューブ・マーケティング
機器購入契約日	当社が端末機器の発送を完了した日※1
所有権移転時期	お支払完了時点
商品引渡時期	お申し込み完了から通常 2 営業日後以降
割賦販売価格	27,720 円(税込)
支払総額	27,720 円(税込)
割賦販売の手数料の料率	0.0%
支払回数	24 回
支払期間	24 ヶ月
支払時期	初回の支払いは、andline おくだけホーム WiFi サービス の初回支払月の翌月からです。
頭金	0 円
賦払金 (1 回目～24 回目)	1,155 円 (税込) ※2
お問い合わせ窓口	andline おくだけホーム WiFi カスタマーサポートデスク 電話番号：0120-911-867 受付時間：10:00～18:00 (年末年始除く) andline おくだけホーム WiFi 公式ホームページ： <a href="https://andline-se.net/home-router/">https://andline-se.net/home-router/</a> ※契約変更等の手続きや、ご不明点などお問い合わせは 電話にて承ります。

※1：ご契約日はお申込みの際にご入力いただいたメールアドレス宛にお送りする、お客さまへご契約内容を記載した書面（以下「開通案内」といいます。）にてご確認いただけます。

※2：支払い開始日から 24 回のお支払いが完了するまでに andline おくだけホーム WiFi の利用契約を解除または、端末売買契約の解除を行った場合であって、ご登録のお支払い方法にてお支払いが確認できなかった場合は、割賦販売業者が 20 日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合、賦払金の残債を一括でご請求いたします。

※契約開始時点に選択したお支払回数を後から変更することはできません。

※いずれのお支払回数の場合も、通信サービス料金と合算して請求致します。

※端末機器の所有権は、契約者が料金を全額支払い終わった時に契約者に移転するものとし、それまでは当社の所有物であるものとします。

※分割払いの場合、繰り上げ返済、一括返済に変更することはできません。

(サービス提供会社)

株式会社アイキューブ・マーケティング

(届出電気通信事業者：A-23-12006)